

平成28年 5月20日 制定

平成28年 8月 1日 改正

平成29年 4月 1日 改正

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律

第30条又は第36条に基づく認定に係る技術的審査業務規程

株式会社 CI東海

第1章 総則

- 第1条 (趣旨)
- 第2条 (基本方針)
- 第3条 (技術的審査の業務の実施機関)
- 第4条 (建築物の用途に応じた業務の範囲)
- 第5条 (技術的審査の業務を行う時間及び休日)
- 第6条 (事務所の所在地)
- 第7条 (技術的審査の業務を行う区域)

第2章 性能向上認定に係る技術的審査の業務の実施方法等

第1節 依頼手続き

- 第8条 (所管行政庁に認定申請する前に行う技術的審査の依頼)
- 第9条 (適合証が交付された後に行う計画の変更に係る技術的審査の依頼)
- 第10条 (技術的審査の依頼の受理及び契約)
- 第11条 (技術的審査の依頼の取下げ)
- 第12条 (所管行政庁から依頼される技術的審査)

第2節 技術的審査の実施方法

- 第13条 (技術的審査の実施方法)
- 第14条 (適合証の交付等)

第3章 認定表示に係る技術的審査の業務の実施方法

第1節 依頼手続き

- 第15条 (所管行政庁に認定申請する前に行う技術的審査の依頼)
- 第16条 (技術的審査の依頼の受理及び契約)
- 第17条 (技術的審査の依頼の取下げ)
- 第18条 (所管行政庁から依頼される技術的審査)

第2節 技術的審査の実施方法

- 第19条 (技術的審査の実施方法)
- 第20条 (適合証の交付等)

第4章 技術的審査料金等

- 第21条 (技術的審査料金)
- 第22条 (審査料金の減額)
- 第23条 (審査料金の返還)

第5章 審査員

- 第24条 (審査員)
- 第25条 (秘密保持義務)

第6章 技術的審査の業務に関する構成の確保

- 第26条 (技術的審査の業務に関する公正の確保)

第7章 雑則

- 第27条 (帳簿の作成及び保存方法)
- 第28条 (帳簿及び書類の保存期間)
- 第29条 (帳簿及び書類の保存及び管理方法)
- 第30条 (事前相談)
- 第31条 (電子情報処理組織に係る情報の保護)
- 第32条 (国土交通大臣等への報告等)

別表 適合証交付番号の付番方法

別記様式1号	建築物エネルギー消費性能向上計画に係る技術的審査依頼書
別記様式2号	建築物エネルギー消費性能向上計画に係る技術的審査 適合証
別記様式3号	建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る技術的審査依頼書
別記様式4号	建築物エネルギー消費性能向上計画に係る技術的審査 適合証(変更)
別記様式5号	建築物エネルギー消費性能向上計画に係る技術的審査に適合しない旨の通知書
別記様式6号	建築物エネルギー消費性能向上計画に係る技術的審査 引受承諾書
別記様式7号	建築物エネルギー消費性能向上計画に係る技術的審査 取下げ届
別記様式8号	建築物のエネルギー消費性能に係る技術的審査依頼書
別記様式9号	建築物のエネルギー消費性能に係る技術的審査 適合証
別記様式10号	建築物のエネルギー消費性能に係る技術的審査に適合しない旨の通知書
別記様式11号	建築物のエネルギー消費性能に係る技術的審査 引受承諾書
別記様式12号	建築物のエネルギー消費性能に係る技術的審査 取下げ届

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この技術的審査業務規程（以下「規程」という。）は、株式会社C I 東海（以下「機関」という。）が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「法」という。）第30条第1項に基づく認定（以下「性能向上計画認定」という。）又は第36条第1項に基づく認定（以下「認定表示」という。）に係る、それぞれの認定基準への適合に係る技術的審査（以下「技術的審査」という。）の実施について必要な事項を定めるものである。

(基本方針)

第2条 技術的審査は、性能向上計画認定又は認定表示に係る基準への適合性について、公正かつ適確に実施するものとする。

(技術的審査の業務の実施機関)

第3条 技術的審査を実施できる機関は次のとおりとする。

- (1) 審査対象が住宅の場合は、登録住宅性能評価機関
- (2) 審査対象が非住宅の場合は、登録建築物エネルギー消費性能判定機関
- (3) 審査対象が住宅及び非住宅を含む複合建築物（以下「複合建築物」という。）の場合は、住宅部分においては登録住宅性能評価機関、非住宅部分は登録建築物エネルギー消費性能判定機関

(建築物の用途に応じた業務の範囲)

第4条 建築物の用途に応じた業務の範囲は、前条の審査対象により実施する機関の住宅性能評価業務規程若しくは建築物エネルギー消費性能適合性判定業務規程による。

(技術的審査の業務を行う時間及び休日)

第5条 技術的審査を行う時間は、休日を除き、午前9時00分から午後6時00分までとする。

2 前項の休日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日並びに土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月30日から翌年の1月5日までの日（前2号に掲げる日を除く。）
- (4) 夏期休日（8月11日から17日までの間で、機関があらかじめ広告した日）

3 前2項の規定に関わらず、緊急を要する場合又は機関が必要と判断する場合は、これらの規定によらないことができる。

(事務所の所在地)

第6条 事務所の所在地は、次のとおりとする。

- (1) 本社は、愛知県名古屋市中区金山一丁目12-14（金山総合ビル4階）とする。
- (2) 岡崎事務所は、愛知県岡崎市羽根北町二丁目1番1とする。

(3) 四日市事務所は、三重県四日市市鷺の森一丁目 3 番 15 号（リックスビル 1 階）とする。

（技術的審査の業務を行う区域）

第 7 条 技術的審査の業務を行う区域は、愛知県・三重県の全域及び岐阜県・静岡県 of 各都市計画区域内とする。

2 技術的審査の業務を行う建築物の区分は、新築又は既存を問わずすべての用途の建築物とする。

第 2 章 性能向上認定に係る技術的審査の業務の実施方法

第 1 節 依頼手続き

（所管行政庁に認定申請する前に行う技術的審査の依頼）

第 8 条 所管行政庁に認定を申請する前に技術的審査を依頼しようとする者（以下「依頼者」という。）又は技術的審査の手続きに関する一切の権限を依頼者から委任された者（以下「代理人」という。）は、機関に対し、次の各号に掲げる図書（以下「技術的審査用提出図書」という。）を、正副 3 部提出しなければならないものとする。

- (1) 別記様式 1 号の建築物エネルギー消費性能向上計画に係る技術的審査依頼書（以下「依頼書」という。）
- (2) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成 28 年国土交通省令第 5 号。以下「規則」という。）第 1 条第 1 項に定める認定申請書（別記様式第一）
- (3) 技術的審査の対象となる建築物の設計図書等（規則第 1 条第 1 項の表に定める図書その他機関が技術的審査のために必要と認める図書（以下「技術的審査添付図書等」という。））

（適合証が交付された後に行う計画の変更に係る技術的審査の依頼）

第 9 条 依頼者は、第 1 2 条に規定する適合証の交付を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画を変更する場合において、機関に変更に係る技術的審査の依頼をすることができる。この場合、依頼者は機関に対し、次の各号（機関において直前の技術的審査を行っている場合にあっては、(3)を除く。）に掲げる図書を、正副 3 部提出しなければならないものとする。

- (1) 別記様式 3 号の建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る技術的審査依頼書
- (2) 技術的審査添付図書等のうち変更に係るもの。
- (3) 直前の技術的審査の結果が記載された適合証又はその写し。

（技術的審査の依頼の受理及び契約）

第 10 条 機関は、第 6 条又は前条の技術的審査の依頼があったときは、次の事項を確認し、当該技術的審査用提出図書を受理する。

- (1) 技術的審査を依頼された建築物の所在地が、第5条の業務を行う区域内であること。
 - (2) 技術的審査用提出図書に形式上の不備がないこと。
 - (3) 技術的審査用提出図書に記載すべき事項の記載が不十分でないこと。
 - (4) 技術的審査用提出図書に記載された内容に明らかな虚偽がないこと。
- 2 機関は、前項第2号から第4号までの確認により、技術的審査用提出図書が同項同号のいずれかに該当しない認める場合においては、その補正を求めるものとする。
- 3 第1項第1号の区域内でない場合又は依頼者が前項の求めに応じない場合若しくは十分な補正を行わない場合においては、機関は、受理できない理由を明らかにするとともに、依頼者に技術的審査用提出図書を返却する。
- 4 機関は、第1項により技術的審査の依頼を受理した場合には、依頼者に別記様式6号の引受承諾書を交付する。この場合、依頼者と機関は株式会社C | 東海建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条又は第36条に基づく認定に係る技術的審査業務約款（以下「約款」という。）に基づき契約を締結したものとする。
- 5 前項の約款には、少なくとも次の各号に掲げる事項について明記するものとする。
- (1) 依頼者は、提出された書類のみでは技術的審査を行うことが困難であると機関が認めて請求した場合は、技術的審査を行うのに必要な追加書類を双方合意の上定めた期日までに機関に提供しなければならない旨の規定
 - (2) 依頼者は、機関が性能向上認定に係る認定基準への適合に関する是正事項を指摘した場合は、双方合意の上定めた期日までに当該部分の技術的審査用提出図書の修正その他必要な措置をとらなければならない旨の規定
 - (3) 機関は、適合証を交付し、又は適合証を交付できない旨を通知する期日（以下「業務期日」という。）を定める旨の規定
 - (4) 機関は、依頼者が(1)から(3)までの規定に反した場合には、前号の業務期日を変更できる旨の規定
 - (5) 機関は、不可抗力によって、業務期日までに適合証を交付することができない場合には、依頼者に対してその理由を明示の上、必要と認められる業務期日の延期を請求することができる旨の規定
 - (6) 依頼者が、その理由を明示の上、機関に書面をもって業務期日の延期を申し出た場合でその理由が正当であると機関が認めるときは、機関は業務期日の延期をすることができる旨の規定
 - (7) 機関は、依頼者の責めに帰すべき事由により業務期日までに適合証を交付することができないときは、契約を解除することができる旨の規定
 - (8) 機関は、所管行政庁の求めに応じ、技術的審査の内容について、所管行政庁に説明することができる旨の規定

（技術的審査の依頼の取下げ）

第11条 依頼者は、前条の適合証の交付前に技術的審査の依頼を取り下げる場合においては、その旨を記載した取り下げ届（別記様式7号）を機関に提出する。

2 前項の場合においては、機関は、技術的審査の業務を中止し、技術的審査用提出図書を依頼者に返却する。

（所管行政庁から依頼される技術的審査）

第12条 所管行政庁から依頼がある場合の技術的審査においては、所管行政庁との契約に基づき行う。

第2節 技術的審査の実施方法

（技術的審査の実施方法）

第13条 機関は、技術的審査の依頼を受理したときは、速やかに、第22条に定める審査員に技術的審査を実施させるものとする。

2 審査員は次に定める方法により技術的審査を行う。

- (1) 技術的審査用提出図書をもって技術的審査を行う。
- (2) 技術的審査を依頼された建築物エネルギー消費性能向上計画が性能向上計画認定に係る認定基準に適合しているかどうかを確認する。
- (3) 技術的審査を行うに際し、書類の記載事項に疑義があり、提出された書類のみでは当該建築物が性能向上計画認定に係る認定基準に適合しているかどうかの判断ができないと認めるときは、追加の書類等を求めて審査を行う。

3 審査員は、技術的審査上必要があるときは、技術的審査用提出図書に関し依頼者に説明を求めるものとする。

（適合証の交付等）

第14条 機関は、審査員の技術的審査の結果、依頼に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が性能向上計画認定に係る認定基準に適合すると認めるときは、別記様式2号（（第7条による依頼の場合は別記様式4号の適合証（変更））を依頼者に交付するものとする。

2 前項の適合証の交付番号は別表1「適合証交付番号の付番方法」に基づき付番された適合証交付番号を記載するものとする。

3 機関は審査員の技術的審査の結果、依頼に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が性能向上認定に係る認定基準に適合せず、かつ是正される見込みがないと認めて技術的審査をしないときは、建築物エネルギー消費性能向上計画に係る技術的審査に適合しない旨の通知書（別記様式5号）を依頼者に交付するものとする。

第3章 認定表示に係る技術的審査の業務の実施方法

第1節 依頼手続き

（所管行政庁に認定申請する前に行う技術的審査の依頼）

第15条 依頼者又代理者は、機関に対し、次の各号に掲げる図書（以下「技術的審査用提

出図書」という。)を、正副3部提出しなければならないものとする。

- (1) 別記様式8号の建築物のエネルギー消費性能に係る技術的審査依頼書（以下「依頼書」という。）
- (2) 規則第7条第1項で定める認定申請書（様式第五）
- (3) 技術的審査の対象となる建築物の設計図書等（規則第7条第1項の表に定める図書（設計内容説明書を除く。）その他機関が技術的審査のために必要と認める図書（以下「技術的審査添付図書等」という。））

（技術的審査の依頼の受理及び契約）

第16条 機関は、第13条の技術的審査の依頼があったときは、次の事項を確認し、当該技術的審査用提出図書を受理する。

- (1) 技術的審査を依頼された建築物の所在地が、第5条の業務を行う区域内であること。
- (2) 技術的審査用提出図書に形式上の不備がないこと。
- (3) 技術的審査用提出図書に記載すべき事項の記載が不十分でないこと。
- (4) 技術的審査用提出図書に記載された内容に明らかな虚偽がないこと。

2 機関は、前項第2号から第4号までの確認により、技術的審査用提出図書が同項同号のいずれかに該当しないと認める場合においては、その補正を求めるものとする。

3 第1項第1号の区域内でない場合又は依頼者が前項の求めに応じない場合若しくは十分な補正を行わない場合においては、機関は、受理できない理由を明らかにするとともに、依頼者に技術的審査用提出図書を返却する。

4 機関は、第1項により技術的審査の依頼を受理した場合においては、依頼者に別記様式11号の引受承諾書を交付する。この場合、依頼者と機関は株式会社C I 東海建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条又は第36条に基づく認定に係る技術的審査業務約款（以下「約款」という。）に基づき契約を締結したものとする。

5 前項の約款には、少なくとも次の各号に掲げる事項について明記するものとする。

- (1) 依頼者は、提出された書類のみでは技術的審査を行うことが困難であると機関が認めて請求した場合は、技術的審査を行うのに必要な追加書類を双方合意の上定めた期日までに機関に提供しなければならない旨の規定
- (2) 依頼者は、機関が性能向上認定に係る認定基準への適合に関する是正事項を指摘した場合は、双方合意の上定めた期日までに当該部分の技術的審査用提出図書の修正その他必要な措置をとらなければならない旨の規定
- (3) 機関は、適合証を交付し、又は適合証を交付できない旨を通知する期日（以下「業務期日」という。）を定める旨の規定
- (4) 機関は、依頼者が(1)から(3)までの規定に反した場合には、前号の業務期日を変更できる旨の規定
- (5) 機関は、不可抗力によって、業務期日までに適合証を交付することができない場合には、依頼者に対してその理由を明示の上、必要と認められる業務期日の延期を請求することができる旨の規定

- (6) 依頼者が、その理由を明示の上、機関に書面をもって業務期日の延期を申し出た場合でその理由が正当であると機関が認めるときは、機関は業務期日の延期をすることができる旨の規定
- (7) 機関は、依頼者の責めに帰すべき事由により業務期日までに適合証を交付することができないときは、契約を解除することができる旨の規定
- (8) 機関は、所管行政庁の求めに応じ、技術的審査の内容について、所管行政庁に説明することができる旨の規定

（技術的審査の依頼の取下げ）

第17条 依頼者は、前条の適合証の交付前に技術的審査の依頼を取り下げる場合においては、その旨を記載した取下げ届（別記様式12号）を機関に提出する。

2 前項の場合においては、機関は、技術的審査の業務を中止し、技術的審査用提出図書を依頼者に返却する。

（所管行政庁から依頼される技術的審査）

第18条 所管行政庁から依頼がある場合の技術的審査においては、所管行政庁との契約に基づき行う。

第2節 技術的審査の実施方法

（技術的審査の実施方法）

第19条 機関は、技術的審査の依頼を受理したときは、速やかに、第22条に定める審査員に技術的審査を実施させるものとする。

2 審査員は次に定める方法により技術的審査を行う。

- (1) 技術的審査用提出図書をもって技術的審査を行う。
- (2) 技術的審査を依頼された建築物のエネルギー消費性能が認定表示に係る認定基準に適合しているかどうかを確認する。
- (3) 技術的審査を行うに際し、書類の記載事項に疑義があり、提出された書類のみでは当該建築物が認定表示に係る認定基準に適合しているかどうかの判断ができないと認めるときは、追加の書類等を求めて審査を行う。

3 審査員は、技術的審査上必要があるときは、技術的審査用提出図書に関し依頼者に説明を求めるものとする。

（適合証の交付等）

第20条 機関は、審査員の技術的審査の結果、依頼に係る建築物のエネルギー消費性能が認定表示に係る認定基準に適合すると認めるときは、別記様式9号の適合証を依頼者に交付するものとする。

2 前項の適合証の交付番号は別表2「適合証交付番号の付番方法」に基づき付番された適

合証交付番号を記載するものとする。

- 3 機関は審査員の技術的審査の結果、依頼に係る建築物のエネルギー消費性能が認定表示に係る認定基準に適合せず、かつ是正される見込みがないと認めて技術的審査をしないときは、建築物のエネルギー消費性能の認定表示に係る技術的審査に適合しない旨の通知書（別記様式10号）を依頼者に交付するものとする。

第4章 技術的審査料金等

（技術的審査料金）

- 第21条 機関は、技術的審査の業務の実施に係る料金（以下「技術的審査料金」という。）を別表3及び別表4に定める。
- 2 変更に係る場合は前号で定める料金の0.5を乗じた額とする。
 - 3 依頼者は、引受承諾書に定める技術的審査料金を現金により納入する。ただし、引受承諾書の交付時に銀行振込により納入したことを確認できる場合は、この限りでない。
 - 4 前項の振込納入に要する費用は依頼者の負担とする。
 - 5 第2項の規定に関わらず、一括支払いに関する協定書を締結する方法によることができる。
 - 6 所管行政庁からの依頼による場合の技術的審査料金については、所管行政庁との契約に基づくものとする。

（審査料金の減額）

- 第22条 機関は、技術的審査が効率的に実施できる場合にあっては、実費を勘案し審査料金を減額することができるものとする。

（審査料金の返還）

- 第23条 収納した審査料金は返還しない。ただし、機関の責に帰すべき事由により技術的審査が実施できなかった場合には、依頼者に返還する。

第5章 審査員

（審査員）

- 第24条 機関は、次に該当する者（以下「審査員」という。）に技術的審査を行わせるものとする。
- (1) 住宅にあっては、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「住宅品質確保促進法」という。）第13条に定める評価員（機関の職員以外に委嘱する評価員を含む。）で、共同住宅共用部における一次エネルギー消費量の算出についての知識を有する者、かつ、一般社団法人住宅性能評価・表示協会（以下「協会」という。）が実施する技術的審査に関する研修を受講し、協会に登録された者。

- (2) 非住宅にあっては、法第45条に規定する適合性判定員で、かつ、協会が実施する技術的審査に関する研修を受講し、協会に登録された者。
 - (3) 住宅及び非住宅を含む複合建築物にあっては、住宅については第1項(1)の審査員が行い、非住宅部分にあっては第1項(2)の審査員が行う。
- 2 第1項(1)に定める審査員の技術的審査を行う住宅の範囲は、住宅品質確保促進法別表中欄に掲げる要件に応じ、同表上欄に掲げる住宅の区分とする。

(秘密保持義務)

第25条 機関の役員及びその職員（審査員を含む。）並びにこれらの者であった者は、技術的審査の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

第6章 技術的審査の業務に関する公正の確保

(技術的審査の業務に関する公正の確保)

- 第26条 機関は、機関の役員又はその職員（審査員を含む。以下本条において同じ。）が、技術的審査の依頼を自ら行った場合又は代理人として技術的審査の依頼を行った場合は、当該建築物に係る技術的審査を行わないものとする。
- 2 機関は、機関の役員又はその職員が、技術的審査の依頼に係る建築物について次のいずれかに掲げる業務を行った場合は、当該建築物に係る技術的審査を行わないものとする。
- (1) 設計に関する業務
 - (2) 販売又は販売の代理若しくは媒介に関する業務
 - (3) 建設工事に関する業務
 - (4) 工事監理に関する業務
- 3 機関は、その役員又は職員（過去2年間に役員又は職員であった者を含む。）のいずれかが機関の役員又は職員である者の行為が、次のいずれかに該当する場合（当該役員又は職員が当該依頼に係る技術的審査の業務を行う場合に限る。）は、当該依頼に係る技術的審査を行わないものとする。
- (1) 技術的審査の依頼を自ら行った場合又は代理者として技術的審査の依頼を行った場合
 - (2) 技術的審査の依頼に係る建築物について、前項各号のいずれかに掲げる業務を行った場合
- 4 審査ミスや不正審査を抑制するために、協会の行う監査を受けるものとする。

第7章 雑 則

(帳簿の作成及び保存方法)

第27条 機関は、次の各号に掲げる事項を記載した建築物のエネルギー消費性能の向上に

関する法律第30条に基づく認定に係る技術的審査業務管理帳簿（以下「帳簿」という。）を作成し事務所に備え付け、施錠のできる室又はロッカー等において、個人情報及び秘密情報が漏れることがなく、かつ、技術的審査業務以外の目的で複製、利用等がされない確実な方法で保存するものとする。

- (1) 依頼者の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地
- (2) 技術的審査業務の対象となる建築物の名称
- (3) 技術的審査業務の対象となる建築物の所在地
- (4) 技術的審査の依頼を受けた年月日
- (5) 技術的審査を行った審査員の氏名
- (6) 技術的審査料金の金額
- (7) 第12条第1項の適合証の交付番号
- (8) 第12条第1項の適合証の交付を行った年月日又は同条第3項の通知書の交付を行った年月日

2 機関は、次の各号に掲げる事項を記載した建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条に基づく認定に係る技術的審査業務管理帳簿（以下「帳簿」という。）を作成し事務所に備え付け、施錠のできる室又はロッカー等において、個人情報及び秘密情報が漏れることがなく、かつ、技術的審査業務以外の目的で複製、利用等がされない確実な方法で保存するものとする。

- (1) 依頼者の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地
- (2) 技術的審査業務の対象となる建築物の名称
- (3) 技術的審査業務の対象となる建築物の所在地
- (4) 技術的審査の依頼を受けた年月日
- (5) 技術的審査を行った審査員の氏名
- (6) 技術的審査料金の金額
- (7) 第18条第1項の適合証の交付番号
- (8) 第18条第1項の適合証の交付を行った年月日又は同条第3項の通知書の交付を行った年月日

3 前項の保存は、帳簿を電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録し、当該記録を必要に応じ電子計算機その他の機械を用いて明確に表示されるときは、当該ファイル又は磁気ディスクを保存する方法にて行うことができる。

（帳簿及び書類の保存期間）

第28条 帳簿及び書類の保存期間は、次の各号に掲げる文書の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 前条第1項及び第2項の帳簿 技術的審査の業務を廃止するまで。
- (2) 第6条第1項及び第13条第1項の技術的審査用提出図書（所管行政庁との契約により保存不要な場合を除く。）及び第12条第1項、第18条第1項の適合証の写し 適合証の交付を行った日の属する年度から5事業年度

(3) 機関が法第30条又は第36条に基づく認定に係る審査業務の全部を廃止した場合において、廃止した業務を継承する他機関がある場合は帳簿及び書類の保管を引き継ぐ。

(帳簿及び書類の保存及び管理方法)

第29条 前条各号に掲げる文書の保存は、技術的審査中にあつては技術的審査のため特に必要ある場合を除き事務所内において、技術的審査終了後は施錠できる室、ロッカー等において、確実かつ秘密の漏れることのない方法で行う。

2 前項の保存は、前条(1)に規定する帳簿への記載事項及び(2)に規定する書類が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該ファイル又は磁気ディスク等の保存にて行うことができる。

(事前相談)

第30条 依頼者は、技術的審査の依頼に先立ち、機関に相談をすることができる。この場合において、機関は、誠実かつ公正に対応するものとする。

(電子情報処理組織に係る情報の保護)

第31条 機関は、電子情報処理組織による法第30条又は第36条に基づく認定に係る依頼の受付及び適合証等の交付を行う場合にあつては、情報の保護に係る措置について別に定めることとする。

(国土交通大臣等への報告等)

第32条 機関は、公正な業務を実施するために国土交通大臣等から法第30条又は第36条に基づく認定に係る業務に関する報告等を求められた場合には、審査内容、判断根拠その他情報について報告等を行うこととする。

(附則) この規程は、平成28年5月20日より施行する。

(附則) この規程は、平成28年8月1日より施行する。

(附則) この規程は、平成29年4月1日より施行する。

別表1

「適合証交付番号の付番方法」

交付番号は、17桁の数字を用い、次のとおり表すものとする。

『○○○—○—○○—○○○○—○—○—○○○○○』

1～3桁目 登録住宅性能評価機関番号又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関（国土交通省登録番号とは異なる）

- 4桁目 1：登録住宅性能評価機関のみの業務を実施
 2：登録建築物エネルギー消費性能判定機関のみの業務を実施
 3：登録住宅性能評価機関及び登録建築物エネルギー消費性能判定機関の業務を実施
- 5～6桁目 登録住宅性能評価機関又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関の事務所毎に付する番号
- 7～10桁目 適合証交付日の西暦
- 11桁目 1：新築
 2：増築、改築、修繕、模様替
 3：空気調和設備等の設置
 4：空気調和設備等の改修
- 12桁目 1：一戸建ての住宅
 2：共同住宅等での建築物申請
 3：共同住宅等での住戸申請
 4：住戸と非住宅の複合用途での建築物申請
 5：住戸と非住宅の複合用途での住戸申請
 6：単独用途の非住宅
 7：複数用途の非住宅
- 13～17桁目 通し番号（12桁目までの数字の並びの別に応じ、00001 から順に付するものとする）

※住戸と非住宅の複合用途での建築物申請の場合、1～3桁目及び5～6桁目の付番は、登録住宅性能評価機関番号又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関番号のいずれかとする。

別表2

「適合証交付番号の付番方法」

交付番号は、16桁の数字を用い、次のとおり表すものとする。

『○○○—○—○○—○○○○—○—○○○○○』

- 1～3桁目 登録住宅性能評価機関番号又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関（国土交通省登録番号とは異なる）
- 4桁目 1：登録住宅性能評価機関のみの業務を実施
 2：登録建築物エネルギー消費性能判定機関のみの業務を実施
 3：登録住宅性能評価機関及び登録建築物エネルギー消費性能判定機関の業務を実施
- 5～6桁目 登録住宅性能評価機関又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関の事務所毎に付する番号
- 7～10桁目 適合証交付日の西暦

- 1 1 桁目
- 1：新築
 - 2：増築、改築、修繕、模様替
 - 3：空気調和設備等の設置
 - 4：空気調和設備等の改修

1 2～1 6 桁目 通し番号（1 1 桁目までの数字の並びの別に応じ、00001 から順に付するものとする）

※住戸と非住宅の複合用途での建築物申請の場合、1～3 桁目及び 5～6 桁目の付番は、登録住宅性能評価機関番号又は登録建築物エネルギー消費性能判定機関番号のいずれかとする。

別表3

	種別		料金
一戸建ての住宅	単独申請	型式住宅等	21,000円
		上記以外	27,000円
	併願申請 1.設計住宅性能評価 2.長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査 3.低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査		上記の1/3
共同住宅等	種別		建築物全体
	単独申請	1戸	住戸のみ
		2戸	27,000円
		3~10戸	46,000円
		11~50戸	39,000円+(全戸数-1)×6,500円
		51戸~	34,000円+(全戸数-1)×6,500円
併願申請(設計住宅性能評価)の場合 1.設計住宅性能評価 2.長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査 3.低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査		見積り	
		75,000円+(全戸数-2)×2,000円	
		見積り	
		上記の1/2	

別表4

① 建築物の用途がホテル等、病院等、集会所等及びこれらを含む複合用途の場合

評価手法	標準入力法	主要室入力法	モデル建物法
300㎡	140,000円		80,000円
300超~ 2,000㎡	230,000円		120,000円
2,000超~ 5,000㎡	280,000円		160,000円
5,000超~ 10,000㎡	330,000円		180,000円
10,000超~ 20,000㎡	380,000円		200,000円
20,000㎡超	見積		見積

② 建築物の用途が①に掲げるもの以外の場合

評価手法	標準入力法	主要室入力法	モデル建物法
~300㎡	(100,000円)	(100,000円)	50,000円 (50,000円)
300超~ 2,000㎡	140,000円 (120,000円)		80,000円 (60,000円)
2,000超~ 5,000㎡	180,000円 (160,000円)		100,000円 (80,000円)
5,000超~ 10,000㎡	210,000円 (180,000円)		120,000円 (90,000円)
10,000超~ 20,000㎡	240,000円 (200,000円)		140,000円 (100,000円)
20,000㎡超	見積		見積

※1 主要な用途が工場等の場合は()内の料金とする。

- ※2 併願申請（低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査）の場合は一律 9,000 円とする。
- ※3 複合建築物の料金は別表 3 及び別表 4 で算出した料金の合計とする。
- ※4 改修前後のBEI等の値を評価する場合は、別表 3 又は別表 4 の料金に 1.5 を乗じた料金とする。